山形県 救急電話相談

●相　談　日：毎日
●相談時間：18時～翌朝8時

※相談はおおむね10分以内とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※この電話相談は診療行為、医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえ利用願います。

15歳未満

小児救急電話相談

お子さんを持つ保護者の皆様の安心のために

●子どもの発熱、嘔吐、下痢など子どもの急な病気の相談

●県内のプッシュ回線・携帯電話からは

#8000

●ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0299

しょうにきゅうきゅう

15歳以上

大人の救急電話相談

医療機関を受診するか迷ったときは

●発熱、頭痛、腹痛、めまい、吐き気など急な病気の相談

●県内のプッシュ回線・携帯電話からは

#7119

●ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0799

おとなのきゅうきゅう

令和6年4月1日18時から大人の救急電話相談のダイヤルが#7119に変わります。

●問い合わせ先
山形県健康福祉部　医療政策課
TEL:023(630)3366　FAX:023(630)2301
Email:yiryoseisaku@pref.yamagata.jp

山形県からのお願い
救急医療を利用する皆さんへ

山形県の救急医療体制

救急医療の現状と課題

二次・三次の高次救急医療機関を受診する患者の約8割が軽症患者となっており、
このままの状態が続けば、本来の役割である命にかかわるような重症患者への対応の遅れや、
医師など医療スタッフの過重労働が懸念されています。

1 初期救急医療
（休日・夜間診療所等）
休日夜間などに
比較的軽症の患者
の外来診療を行う。

2 二次救急医療
（救急告示病院等）
手術や入院の必要な
重症患者の診療を行う。

3 三次救急医療
（救命救急センター等）
心筋梗塞や脳卒中などの
特に症状の重い患者の
救命を行う。

それぞれが
役割分担し、
救急患者の診療を
実施しています。

医療機関を受診する際のお願い

1. **「かかりつけ医」** を持ちましょう。
2. できるだけ **「通常の診療時間内」** に受診しましょう。
3. 休日や夜間で比較的症状の軽い方は、
   「休日・夜間診療所等」 を受診しましょう。

●県内の「休日夜間診療所等」
は、こちらをご覧ください →

なお、休日・夜間診療所等を受診され、入院や手術の必要がある場合は、直ちに病院等と連携して診療を受けられますので、ご安心ください。

問い合わせ先　山形県健康福祉部　医療政策課　990-8570　山形市松波2-8-1
TEL　023-630-3366　FAX　023-630-2301　Email　yiryoseisaku@pref.yamagata.jp